

たかつだより

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。
温かいご支援ありがとうございました。
寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。



寄付金総額 21,520,161円

赤い羽根募金 …… 12,651,202円
年末たすけあい募金 …… 8,868,959円

**年末たすけあい募金のつかいみち
配分総額 8,868,959円**

**赤い羽根募金のつかいみち
配分総額 12,651,202円**

- ◎高津区内の施設・障害者地域作業所 5,700,000円
「わかたけ作業所」の事業活動用車両(運搬用/普通車)購入事業
「養護老人ホームすえなが」の居室用空調設備設置工事
- ◎高津区内在宅福祉サービス団体 300,000円
「高津家事介護 W.Co ほほえみ」の在宅サービス実施に係る事業費
- ◎高津区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会 1,370,601円
- ◎神奈川県内の社会福祉施設・団体 5,280,601円

- ◎見舞金贈呈 2,238,000円
民生委員児童委員にご協力いただき、合計746世帯にお配りしました。
・心身障がい児・者世帯 1,647,000円
・ひとり親世帯 435,000円
・要介護4・5の認定を受けている方のいる世帯 153,000円
・その他(援助を必要とする世帯) 3,000円
- ◎高津区内小地域福祉活動支援事業費 4,501,000円
- ◎高津区社会福祉協議会の事業費 2,129,959円

戸別募金

町内会・自治会など各家庭にご協力いただいた募金です。
赤い羽根：10,573,053円
年 末：8,685,967円

法人募金

区内の法人などにご協力いただいた募金です。
赤い羽根：343,500円

街頭募金

駅前・商店街などで呼びかけた募金です。
赤い羽根：481,728円
年 末：118,953円

職域募金

会社・官公庁などの職場で、職員の方々にご協力いただいた募金です。
赤い羽根：299,609円

学校募金

区内の学校にご協力いただいた募金です。
赤い羽根：412,866円

イベント募金

区内の行事に参加された方々にご協力いただいた募金です。
赤い羽根：22,512円

その他の募金

区内のお店などに設置させていただいた募金箱等にご協力いただいた募金です。
赤い羽根：517,934円
年 末：64,039円



ありがとう!

高津第二地区社協 ふれあい会食会

助成金は毎回の活動費に使用させていただき、特に「食材の購入」「アトラクション」などに有効に活用させていただいております。対象者、スタッフ一同お礼を申し上げます。今後も継続して活動を進めてまいります。

高津区社会福祉協議会では共同募金配分金を次のような事業で活用しています!

- 移送サービス事業
- 子育て支援事業
(子育てグループ支援グッズ貸し出しなど)
- 区内4つの地区社会福祉協議会への活動助成
- ホームページによる情報提供など
- 機関紙「おあしす」の発行



移動サービス事業

**10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。**



共同募金PR大使
野毛山動物園の
フンボルトペンギン
「アポロ」



川崎フロンターレ
x赤い羽根
コラボピンバッジ



高津区社協
キャラクター
「テントラちゃん」

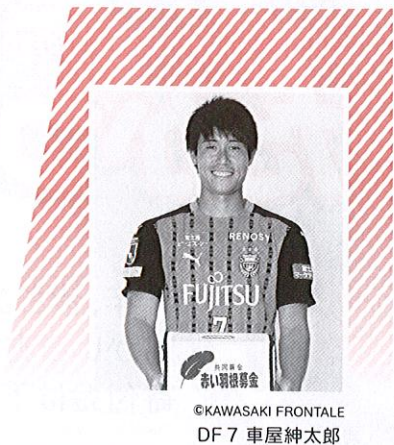
じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



令和2年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染症の影響は、多くの人たちに支えられている子ども食堂をはじめ、身体介護を必要とする高齢者や障がい児者の施設など、人を支えるすべての福祉分野におよんでいます。さらに、感染拡大を防止するために県域を越えた人的支援が得られず、被災地では地元の方々だけで地道な災害ボランティア活動が行われています。

コロナ禍で人と人との接触する機会が減少したことにより、私たちは日々誰かとつながり、支え合ってきたことの大切さに改めて気づかされました。ことしの共同募金運動は「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、コロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、県内の地域福祉を推進してまいります。



©KAWASAKI FRONTALE
DF 7 車屋紳太郎

★川崎フロンターレは
赤い羽根共同募金を
応援しています!

Q 共同募金ってなに？

A 共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

A 募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

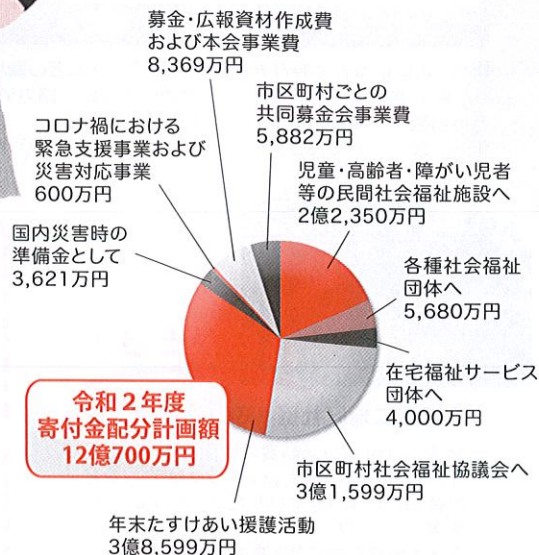
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

A 地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。



税制の特典があります！

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!

【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

「令和2年度の目標額は
12億700万円」

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

